

剣淵高等学校生徒資格取得補助金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、北海道剣淵高等学校（以下「剣淵高等学校」という。）に在学している生徒の教養を高めるため、各種資格を取得する際に必要となる試験及び各種検定試験（以下「資格試験等」という。）の受験費用に対し補助金を交付することにより、生徒の資質向上及び剣淵高校の魅力づくりに寄与することを目的とする。

(補助対象者及び補助対象経費等)

第2条 補助金の交付の対象となる者は、剣淵高等学校に在学する生徒（以下「補助対象者」という。）で、次に掲げる資格試験等の受験者とする。

- (1) 食品衛生責任者養成講習
- (2) 介護福祉士国家試験
- (3) 日本農業技術検定
- (4) 簿記能力検定
- (5) 文書処理能力検定
- (6) 日本漢字能力検定

2 補助金の交付の対象となる経費は、前項の資格試験等に係る経費のうち、受験料又は受講料とする。

3 補助金は、資格試験等に合格することを要件として交付するものとし、前項の受験料又は受講料の全額とする。

(補助金の交付申請等)

第3条 補助金の交付申請は、補助対象者の保護者が行うものとする。この場合において補助対象者の保護者は、剣淵高等学校長を代理人として委任することができる。

2 前項の規定により委任をするときは、保護者は校長に委任状（様式第1号）を提出するものとする。

(補助金の交付申請)

第4条 補助金の交付を受けようとする者（以下「交付申請者」という。）は、剣淵高等学校生徒資格取得補助金交付申請書（様式第2号）に、次に掲げる書類を添付し、町長に提出しなければならない。

- (1) 委任状（委任を受けた場合）
- (2) 合格状況報告書（様式第3号）
- (3) 合格者内訳書（様式第4号）
- (4) 受験料等を明らかにする書類

2 補助金の交付申請は、次の各号に定める期日までとする。

- (1) 4月から9月までの資格取得試験等合格発表分 9月末日まで
- (2) 10月から3月までの資格取得試験等合格発表分 3月末日まで

(交付決定の通知)

第5条 町長は、前条の申請を受理し適当と認めたときは、剣淵高等学校生徒資格取得補助金の交付決定及び確定通知書（様式第5号）により、交付申請者に通知するものとする。

(補助金の交付請求)

第6条 前条の通知を受けた交付申請者は、通知のあった日から起算して10日以内に剣淵高校生徒資格取得補助金交付請求書（様式第6号）により、町長に対し補助金の請求をするものとする。

(証拠書類の提出)

第7条 校長は、委任により交付を受けた補助金を補助対象者の保護者に交付したときは、速やかに

領収書（様式第 7 号）又は補助金の交付を証明する書類の写しを町長に提出しなければならない。
（その他）

第 8 条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、公布の日から施行し、平成28年 4 月 1 日から適用する。

様式第 1 号（第 3 条、第 4 条関係）

様式第 2 号（第 4 条関係）

様式第 3 号（第 4 条関係）

様式第 4 号（第 4 条関係）

様式第 5 号（第 5 条関係）

様式第 6 号（第 6 条関係）

様式第 7 号（第 7 条関係）